2　開発途上国に対する技術協力

開発途上国にあっては、国家の発展に向け、行政の基盤である公務員制度を整備し、ガバナンスを向上させることが緊要性の高い共通課題であるところ、その際に我が国の例に学びたいという要望が数多く寄せられている。こうした要望を受け、人事院は、独立行政法人国際協力機構が主催する開発途上国の政府職員を対象とした研修の実施等に協力している。

⑴　人事管理研修

各国の人事行政の改善に資することを目的とし、各国の中央人事行政機関等の上級幹部職員を対象とする「上級人事管理セミナー」と、課長補佐級職員を対象とする「人事行政セミナー」の２コースが実施されている。

いずれのコースも、我が国の公務員制度や人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の実情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考えることを内容としている。

各コースの実施状況は次のとおりである。

ア　上級人事管理セミナー

平成24年度は、９か国９人を対象に、約２週間にわたり実施された。

このセミナーが開始された平成３年度から平成24年度までの参加者は、合計63か国（地域）211人である。

イ　人事行政セミナー

平成24年度は、12か国13人を対象に、約３週間にわたり実施された。

このセミナーは、平成11年度から「人事行政研修」として実施してきたものを平成16年度から「人事行政セミナー」と改称して継続している。平成11年度から平成24年度までの参加者は、合計62か国（地域）146人である。

⑵　上級国家行政セミナー

各国の中央政府機関の上級幹部職員を対象に、我が国のガバナンスと社会経済の発展の経緯を紹介しつつ、様々な政策課題についての討議等を通じて、各国の社会経済の発展に資する行政の在り方を考える研修である。

平成24年度は、９か国９人を対象に、約３週間にわたり実施された。昭和61年度の開始から平成24年度までの参加者は、69か国（地域）286人である。

⑶　その他

上記⑴、⑵は複数国を対象とする研修であるが、このほか、個別国からの要請に応じた技術協力も必要に応じ行ってきている。

平成23年度にベトナム政府から、独立行政法人国際協力機構を通じ、幹部職員の人材育成等への協力要請が人事院に対して寄せられ、同国からの調査団の来訪や当院からの現地調査等が行われた。この結果、同国の幹部育成を所掌するホーチミン国家政治行政学院に対する技術協力プロジェクトの内容がまとまり、人事院は、同国の幹部を対象とする研修プログラムの一部を支援することとなった。

そのため、公務員研修所の有するこれまでの蓄積やノウハウに基づき、平成25年度から27年度末にかけて、ベトナムにおいて我が国の幹部行政官や学識経験者等による講義や演習等を行うとともに、研修員の一部を日本国内に派遣して行う研修について必要な支援を行うこととしている。

3　マンスフィールド研修

米国国務省は、マイク・マンスフィールド・フェローシップ法（1994年４月成立）に基づき、日本に対する深い理解を持つ同国政府職員の育成を図るための研修（マンスフィールド研修）を行っている。研修員は、連邦政府各機関から幅広く選抜され、１年目はワシントンＤ．Ｃ．において日本語、日本の政治経済、文化等について研修を受けた後、２年目は我が国に派遣され、日本の各府省、国会議員事務所、民間企業等において、日常の業務を通じた研修を受けている。

人事院は、外務省と協力しつつ、研修員の各府省等への受入れのアレンジをはじめ、オリエンテーション、調査見学旅行、公務員研修所の実施する行政研修への参加等の共通プログラムを企画・実施している。

平成24年度は、第17期研修員４人を９月から１年間の予定で受け入れた。

これまでの研修員の米国政府における出身機関は、表８－１のとおりである。

表８－１　マンスフィールド研修員（第１期～第17期）の出身機関別人数

（単位：人）

米国における出身機関名	人数	米国における出身機関名	人数
農務省	2	連邦航空局	5
商務省	10	財務省	9
国防総省	16	環境保護庁	7
教育省	2	合衆国輸出入銀行	2
エネルギー省	3	連邦通信委員会	3
食品医薬品局	8	連邦調達庁	1
国立衛生研究所	1	航空宇宙局	1
連邦緊急事態管理庁	1	中小企業庁	1
司法省	4	国際開発庁	3
連邦捜査局	6	連邦議会	6
国務省	3	連邦準備銀行	1
運輸省	5		
		合　　計	100

4　主要国政府幹部行政官の招へい

人事院は、人事行政に係る専門機関として、各国人事行政機関との連携を強化し、人事行政分野における協力を推進するとともに、我が国の公務員制度が直面する課題に関し、各国の状況・経験から示唆を得ることを目的として、毎年、主要国の人事行政機関の幹部行政官等を招へいし、人事行政の最新の実情について意見交換を行っている。

平成24年度においては、米国人事管理庁労使関係担当副長官補のティモシー・カリー氏、ドイツ連邦内務省給与担当課長のダニエル・クリスティアンス氏を同時に招へいし、「公務員給与決定における議会の役割」をテーマに、120人を超える参加者を得て、公開のパネル・ディスカッションを日本行政学会との共催により実施した。

同ディスカッションでは、給与については労使交渉を原則として認めず、法律で定めることを基本とする方式を採る米国と、官吏と公務被用者との区別を設け、官吏の給与は法定する一方、公務被用者の給与は労使交渉によって決定するドイツにつき、両招へい者からそれぞれの国の実情や制度の根底を流れる考え方等の説明がなされた。その後、人事院事務総長もパネリストに加わり、労使協約ではなく議会による給与決定（法定主義）を採っている理由、労使交渉の実態、民間給与との比較、公務の給与決定に必要な考慮要素、我が国の給与決定方式等について活発な意見交換がなされた。さらに、中央大学大学院公共政策研究科においても、研究者・院生との意見交換会を同大学と共催し、米独における公務員給与決定方式のほか、両国での採用方法、優秀な人材確保のための工夫、公務の意義、公務員に対する世論の影響等につき、幅広い質疑がなされた。